

平成 24 年 7 月 3 日

全国自治体の条例作成をスパコンで支援

名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター（センター長・松浦好治教授）は、このほど、同大学のスーパーコンピュータを使って、全国約 800 の地方自治体の条例を解析し、その比較・分類を行うとともに、地方自治体の条例作成を支援するためのコンピュータシステムの開発を行いました。

現在、全国には約 1700 の地方自治体があり、各自治体は「青少年育成条例」、「暴力団排除条例」など、それぞれ条例を制定しています。自治体が条例を作成する際は、従来、自治体職員が他の自治体の関連条例を収集・比較し、参考にするという作業が行われていました。しかし、人手による作業であるため、比較作業は試行錯誤的で、比較対象が膨大であるなど非常に手間のかかる作業であるほか、収集の網羅性に疑問が残るなどの問題点もありました。

それに対して、同センターは、同大学に設置されているスーパーコンピュータを使い、全国自治体の約半数にあたる約 800 の自治体の各条例が似ているかどうかを解析し、似ているものを分類する計算を行いました。比較の組合せは約 15 兆通りと膨大な数に上りましたが、高性能パソコンを使っても 170 日以上かかる計算を約 4 日で完了させました。

さらに、この解析結果を用いて、関連条例を自動的に分類し、比較表として提示するコンピュータシステムを開発しました。このシステムを導入すれば、従来の作業を格段に高速化させ、しかも網羅的に実施できるようになります。このシステムは、地方分権化や地方自治体のコスト削減、職員不足解消に貢献できると期待されます。

また、この解析結果から、かなり似ている条例が全体の 1 割程度存在することや、ほとんどの条例は他の条例と部分的に似ていることなど、従来は経験的にしか知られていなかった事実がデータによって初めて裏付けられました。

なお、同センターは e-Legislation という IT による立法業務の支援事業の一環として、このシステムを無償で提供する予定であり、現在、利用希望の自治体を募集しています。

◆名古屋大学大学院附属法情報研究センター（JaLII: Japan Legal Information Institute）

2008 年 4 月、名古屋大学大学院法学研究科の附属センターとして発足し、法情報の発信・共有のための研究・開発を推進し、グローバル化社会における国際理解への貢献を目指しています。大学院法学研究科の他、大学院情報科学研究科の教員も協力し、学際的な活動を推進しています。これまでに、法務省「法令用語日英標準対訳辞書」の編さん協力（2006 年）、同省・日本法令外国語訳データベースシステム（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）の設計・開発（2009 年）も行いました。

現在は、韓国、台湾、中国の研究者との国際協力研究により、法令用共通標準対訳辞書の編さんなど東アジアにおける法情報の共有に関する研究を推進しています。

URL: <http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/jaindex>